

神戸地裁総第421号

令和5年5月19日

山中理司様

神戸地方裁判所長 遠藤 邦彦

司法行政文書不開示通知書

3月22日付け（同月24日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

兵庫県弁護士協同組合の謄写料等の価格改定の連絡文書（令和5年2月頃の文書）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課文書係 電話078（367）1019

令和 年 月 日

最高裁判所 宛て

(ふりがな)
氏名又は名称 (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)
〒 TEL ()

連絡先 (連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)
〒 TEL ()

司法行政文書の開示に関する苦情の申出書 (開示申出人用)

裁判所における司法行政文書の開示について、下記のとおり苦情の申出をします。

記

1 開示 (不開示) 通知書の内容

☐ 別添開示 (不開示) 通知書写しのとおり

(※通知書写しを添付する場合は、(1)から(4)までの記載を省略することができます。)

(1) 通知書の日付	令和 年 月 日
(2) 裁判所名	裁判所
(3) 開示を申し出た司法行政文書の名称	
(4) 判断の理由	

2 苦情の申出の内容

☐ 別紙のとおり